

君津市議会基本条例（案）に関する意見公募の実施結果

平成31年2月1日から平成31年3月4日まで意見募集を行ったところ、
いただいたご意見の概要は以下のとおりです。

1 意見の件数

意見数 17件（提出者数 5人）

2 提出方法

持参	6件（1人）	郵送	0件（0人）
Fax	9件（2人）	電子メール	2件（2人）

3 意見の概要及び市議会の考え方

市議会の対応区分

対応区分		意見の件数
A	意見をもとに、条例案を修正したもの	7件
B	意見の考え方が条例案に含まれていたもの	1件
C	意見を条例案に反映しないもの	8件
D	その他、条例案に直接関係ないもの等	1件

	意見の概要	対応区分	市議会の考え方
前文に関する意見			
1	前文2段落目の「ひとり暮らし世帯の増加などにより地域コミュニティの希薄化が進行した。」は、ひとり暮らし世帯増加によるコミュニティの希薄化の因果関係があきらかでは無いと思う。何より、ひとり暮らし世帯の在住を望んでいないかのようにとられかねない。魅力のある君津を作っていく市議会の基本条例前文には不要かと思う。	A	いただいたご意見を踏まえ、表現を一部改めます。

2	前文第1段落「豊かな自然のなかで、農林漁業を中心として営まれてきたコミュニティを中心としたまちは、」について、「中心として」、「中心とした」と同じ表現が繰り返されている。そこで、「コミュニティを中心とした」を削除し、「・・・農林漁業を基本として営まれてきた私たちのまちは、・・・」としてはいかがか。	A	いただいたご意見を踏まえ、表現を一部改めます。
3	前文第5段落「私たちの考える二元代表制とは、国政とは異なり、」について、「国政とは異なり」を入れる必要があるか。地方自治は、二元代表制で運営されていることを謳いたいのだろうが、ここで敢えて国政とは違うということを行わなくても良いと思う。	C	地方自治は二元代表制の下、国政の議院内閣制とは異なる理念で制度設計されており、首長に多くの権限が付与されています。その中で、議会の求められる役割はますます高まってきており、その現状に対応するため、本市議会では議会基本条例の制定を進めています。 「国政とは異なり」という表現については、ご明察のとおり、このような状況下で議会基本条例を制定するにあたって、二元代表制ということにより一層協調したいために、敢えて用いています。
第1条（目的）に関する意見			
4	第2条で「議会が二元代表制の一翼を担う」と自認するのなら、第1条（目的）には、歴代の市長が述べられてきた「市民が求める暮らしの安全、安心、福祉と君津市の発展」に触れたほうが良いのではないか。	C	ご指摘のとおり、議会は二元代表制の一翼ではありますが、執行機関とは明確に異なる立場ともいえます。第1条（目的）に明記する内容としては、歴代市長の考えに触れることも一理ありますが、新たに本条例の目的を議会として定めようとするものであるため、議会独自の目的としています。

5	この条文は、市民福祉の増進、理念、市民本位の市政運営の実現、の三つの要素から構成されており、それ自体は妥当だと思うが、順番としては、理念が先頭に来るべきではないか。そこで、「この条例は、市民を代表する機関としての市議会がその目指すべき理念を掲げ、市民福祉の増進を図るために果たすべき役割と任務を明らかにし、併せて君津市民の意見、要望、願いを…」としてはいかがか。	A	いただいたご意見を踏まえ、表現を一部改めます。
第2条（市議会の役割等）に関する意見			
6	第2条第2項「・・・多様な意見に目を配り、・・・」について、この表現自体は誤用とは言えないが、他の表現に置き換えた方が良いのでは。例えば、多様な意見に「耳を傾け」あるいは「気を配り」などとしてはいかがか。	A	いただいたご意見を踏まえ、表現を改めます。
7	個人または一つの企業・団体の利益のために議員の立場を利用しないこと。 「公平」だけでは足りない。そんな議員がいないように。	B	議員がすべての市民の福祉の増進を目指して活動すべきことは代表制の本質であり、また、憲法に、すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとの規定があることから、あえて本条に同じことを規定する必要はないと判断しました。

第4条（議員の責務）に関する意見			
8	第4条（議員の資格）の中に、「議会が承認した議案について、市長と共に責任を負うこと」を明確にしてはどうか。連帯責任として。	C	議決した以上、議会がその後の執行にも責任を持つべきというご指摘はもつともであります。長と議会とでは、執行権の有無という明確な違いがあります。したがって、「責任」ということを具体的に明文化することが非常に困難であること、また、議会という合議体の一員であるにもかかわらず、議案に反対した議員の個別の責任の処遇など、規定するにあたって検討すべき諸課題があることから、今後の課題とさせていただきます。
第5条（議員定数等）に関する意見			
9	人口増減を考慮するのは、基本案のとおりだが、もう合併の経緯とかから離れていいのではないかと。公平であることは謳っているのだから合併の経緯にいつまでも拘る考えから離れるべき。そのために必要以上に議員定数が多い方が問題。	C	合併前の旧町村時代からの市民も一定数おり、議員を選出するにあたって、旧町村単位ごとにおける地域性を考慮することも必要であると考えます。しかし、状況が変わっていく今後、適当な時期に見直しを図る必要はあると考えます。
第16条（政務活動費）に関する意見			
10	第16条（政務活動費）は、その用途について他市で時々問題が出ているものなので、明快に規定しておいた方がよいと思う。具体的には素案の「…交付するものであることに鑑み」ではなく、「交付するものであることに限り…」としてはどうか。	C	ここでは、「政務活動費はどのような性質のものか」ということを「鑑み」ることが趣旨となります。 意見提出者が意図する「用途を限定したい」という規定は君津市議会政務活動費の交付に関する条例にて用途を限定していますので、今後ともそちらの条例を用いて、明瞭な用途基準に基づく支出に努めてまいります。

11	透明性だけでなく、この時代「公開する」と明確に示すべき。しっかりとわかりやすく表現すべき。	C	領収書等の資料の公開・閲覧に関する規定は、君津市議会政務活動費の交付に関する条例において規定しています。本条例においては、そのような個別条例・規定の指針となるような表現として、「透明性」という表現を用いています。 なお、本市議会においては、他市に先駆けて領収書等の添付書類をインターネットで公開するなど、「公開」という表現の有無に係わらず、積極的に透明性を高める取り組みをしています。
第 17 条（議員研修）に関する意見			
12	第 17 条第 2 項「各議員は、自主的な研修活動に努め、各自資質の向上に努めるものとする。」について、「努め」、「努める」と同じ表現が繰り返されている。そこで、「・・・自主的な研修活動に取り組み、・・・」などとしてはいかがか。	A	いただいたご意見を踏まえ、表現を一部改めます。
13	無益に（遠くへ出かけ）経費を使うことなく、市の施策に具体的に役立つことを示すこと。基本条例に具体的に書けないと思うが、特に議員研修で関東以外については、関東でない理由・必要性（近隣に参考になる自治体はないのか）を計画書に明記する。研修の報告だけでなく。その後市のどの施設の役に立ったのかを報告の後追記すると共に市民に報告すべき。	C	本条は、議員研修に関する規定であるので、職務として行われる議員派遣についてその具体的な統制を本条に規定することは適当でないと判断しました。

第 19 条（議員報酬等）に関する意見			
14	第 19 条（議員報酬等）で、素案には「…社会観念上妥当である額を…」となっているが、用語としては「…社会通念上妥当と思われる額を…」とした方が分かり易くはないか。	C	明確な言葉の定義ではありませんが、「社会観念」を「その時代の一般常識、価値観」、「社会通念」を「慣習、不文律、暗黙の了解」として仮に読み換えた場合、議員報酬という金額に対し適しているのは、前者であると考えことから、「社会観念」を用いています。
第 20 条（議会事務局）に関する意見			
15	第 20 条「・・・政策立案能力、法制能力等の向上を図るための措置を講じる・・・」について、「法制能力」という言葉が何を示しているか曖昧。「法制執務能力」あるいは「法務能力」としてはいかがか。	A	いただいたご意見を踏まえ、表現を改めます。
第 22 条（継続的な議会改革）に関する意見			
16	第 22 条（継続的な議会改革）では、「…社会の各層から提示される…」と受身になっているのが気がかりである。議会改革を永続的に行っていく為の条項なら、もっと具体的・能動的に「…国や県、その他の市が行っている議会運営改革を積極的に把握することに務めて、市議会がよりよく市民の代表機関として…」と力強くうたってはいかがか。	A	いただいたご意見を踏まえ、表現を一部改めます。

その他意見			
17	市民の安全・安心を守るべく市街地へも防犯カメラの設置、若しくはドライブレコーダー購入に関して補助金を助成を検討していただけるよう要望します。また個人情報保護法を順守すべく、捜査機関への民間企業などとの協定を推進するよう働きかけをお願いします。	D	いただいたご意見については、議会の中で共有させていただきます。